

福岡県公報

令和三年六月一日
第二百四号
増刊
①

目次

規則(第三十六号・第三十七号)

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県薬事審議会規則の一部を改正する規則

(薬務課) ……………一

規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表一一の項下欄中ムをキとし、イからラまでをハからウまでとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。)附則第十二条第七項に規定する同法第二条の規定による改正後の法

第六条の二第二項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請書
ロ 改正法附則第十二条第七項に規定する同法第二条の規定による改正後の法第六条の三第二項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請書

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表一一の項下欄イ及びロを次のように改める。

イ 法第六条の二第二項に規定する地域連携薬局の認定の申請書

ロ 法第六条の三第二項に規定する専門医療機関連携薬局の認定の申請書

別表一一の項下欄中キをケとし、ヌからウまでをタからママまでとし、リをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 施行規則第十条の九第一項に規定する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請書

キ 施行規則第十六条の三第一項及び第三項に規定する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の変更の届書

別表一一の項下欄中チをリとし、ホからトまでをリからルまでとし、この次に次のように加える。

ホ 施行令第二条の八第二項に規定する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の申請書

ヘ 施行令第二条の九第二項に規定する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の申請書

ト 施行令第二条の九第三項の規定により返納する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証

チ 施行令第二条の十の規定により返納する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証

附則

この規則中第一条の規定は令和三年六月一日から、第二条の規定は同年八月一日から施行する。

福岡県薬事審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十七号

福岡県薬事審議会規則の一部を改正する規則

福岡県薬事審議会規則（昭和三十六年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に関する事

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。